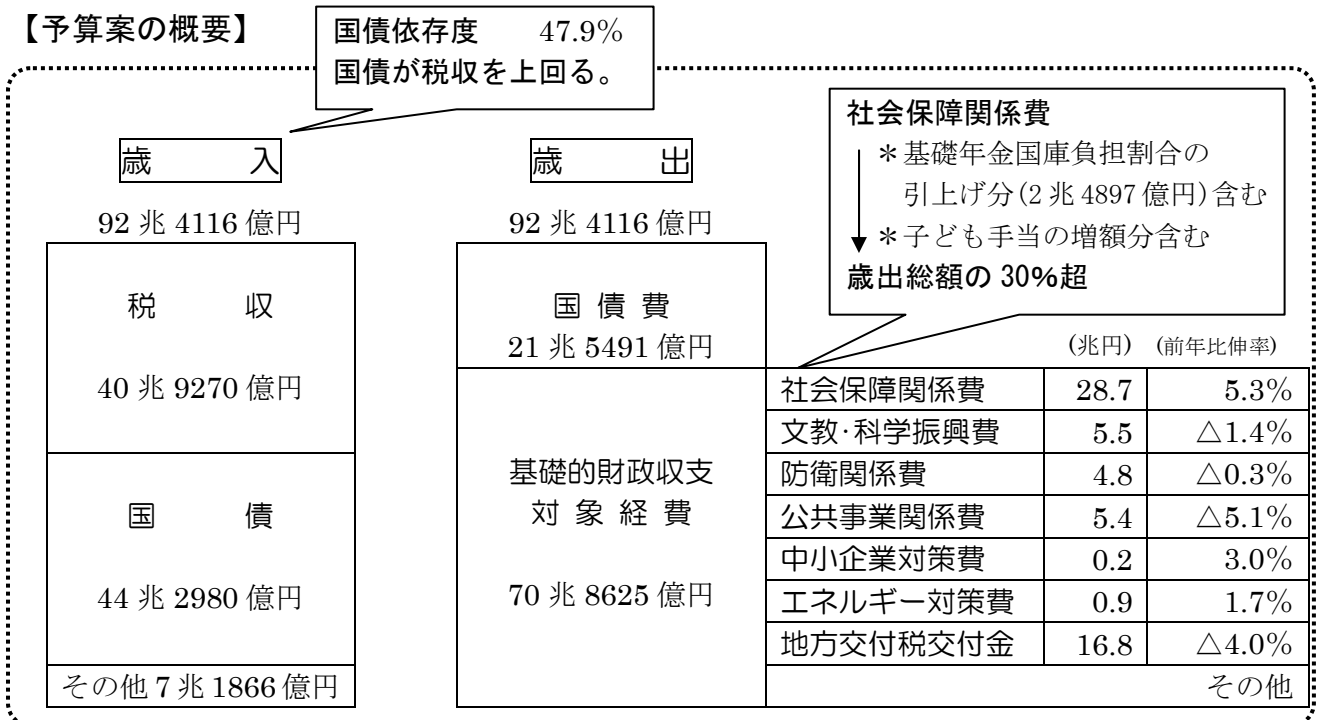


第 177 回国会・審議中

★ News 『平成 23 年度 予算案』の概要と予算関連法案について

1 月 24 日招集された第 177 回通常国会に提出された『平成 23 年度予算案』は、衆院予算委員会で審議中ですが、予算案が通っても予算関連法案が成立しないと予算執行は不可能となります。

【予算案の概要】



【予算関連法案】 政府が今国会に提出している、主な予算関連法案は次のとおりです。

公債特例法案	赤字国債を発行するための1年限りの特例法。毎年制定する。
税制改正法案	「税制改正大綱」による税制改正。(→田中会計事務所ニュース1月号)
子ども手当法案	現行の子ども手当は平成22年4月1日施行。平成22年度のみの時限立法。平成23年度以降の実施は、今国会の法案成立へ。
国民年金改正法案	基礎年金国庫負担金の引上げ(3分の1→2分の1)は、平成22年3月までの2年間の暫定的措置。2分の1維持には公債特例法や本改正案成立が必要。
関税改正法案	輸入牛肉など415品目の暫定関税率(低率)の適用期限の延長を図る。
地方交付税改正法案	地域主権改革に沿った財源確保のため、地方交付税総額を増額するなど。

★ 確定申告期です。

事業所得、不動産所得、報酬など雑所得、譲渡所得のある人等の他、給与所得のみでも給与収入 2000 万円超、2 か所給与の人等は確定申告が必要です。

医療費控除を受ける人、平成 22 年に住宅をローンで取得した人等も確定申告が必要です。

〒462-0844

名古屋市北区清水 2-19-9

田中会計事務所 税理士 田中育雄

TEL052-915-8902 FAX 052-911-8259

<http://www.tanaka-kaikei.co.jp/>

